

電子納付による供託の御案内

横浜地方法務局供託課
令和7年11月

目 次

【はじめに】	2
【窓口申請編】	
STEP1 書類等の準備 (1／2)	3
STEP1 書類等の準備 (2／2)	4
STEP2 供託所へ提出	5
STEP3 審査・受理	6
STEP4 供託金の納付	6
STEP5 供託書正本の受取	7
【郵送申請編】	
STEP1 書類等の準備 (1／2)	8
STEP1 書類等の準備 (2／2)	9
STEP2 供託所へ送付	10
STEP3 審査・受理	11
STEP4 供託金の納付	11
STEP5 供託書正本の受取	12
【参考】 供託関係ホームページ	13

【はじめに】

[供託金の納付方法]

供託手続における供託金の納付方法については、以下の3つがあり、申請時にいずれかの方法を選択していただきます。

- 1 現金(供託所窓口又は日本銀行代理店窓口) ※1
- 2 振込方式(銀行口座への振込み) ※2
- 3 電子納付(ペイジー(Pay-easy)) ※3

[電子納付のメリット]

横浜地方法務局では、以下のメリットにより、**電子納付(ペイジー(Pay-easy))**による供託金の納付をおすすめしています。

- ◎ 現金の持ち運び不要
- ◎ 24時間・365日いつでも納付可能 ※4
- ◎ 手数料原則無料 ※5

[窓口申請で電子納付により供託金を納付する方法]

3ページからの**【窓口申請編】**を御覧ください。

[郵送申請で電子納付により供託金を納付する方法]

8ページからの**【郵送申請編】**を御覧ください。

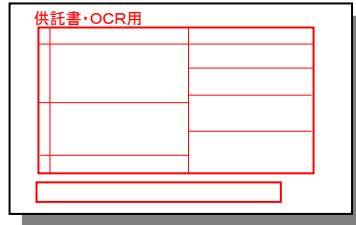
- ※1 神奈川県内の供託所(法務局)においては、横浜地方法務局(本局)のみ、供託所窓口での現金納付を取り扱っています。横浜地方法務局各支局(湘南、川崎、横須賀、西湘二宮、厚木、相模原)においては、供託の受理後、日本銀行代理店窓口で現金を払い込む方法により納付します。
- ※2 供託の受理後、指定期日までに供託官指定の口座に振り込む方法により納付します。振込手数料は、供託者の負担となります。
- ※3 供託の受理後、指定期日までにペイジー対応の金融機関ATM又はインターネットバンキングを利用する方法により納付します。
- ※4 金融機関ATMの利用停止時間、インターネットバンキングの利用停止時間を除きます。
- ※5 インターネットバンキングの利用手数料等を要する場合は、供託者の負担となります。

【窓口申請編】STEP1 書類等の準備（1／2）

次の書類等を御用意ください。

【必ず必要なもの】

① 供託書・OCR用

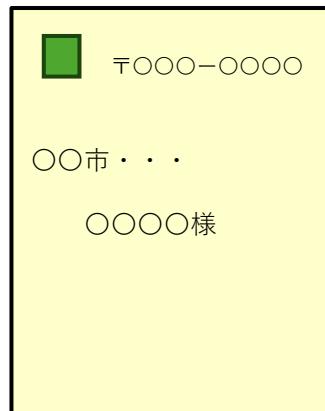


- ・供託をするための専用用紙です。
- ・全国の供託所(供託事務を取り扱っている法務局)で交付しています。
- ・法務省ホームページに[記載例](#)が掲載されていますので、参考にしてください。
- ・供託書の記載内容について、事前確認・事前相談を御希望の場合は、管轄の供託所にお尋ねください。

【必要な場合があるもの】

② 返送用封筒(定形外郵便)

【供託書正本を 郵送で受け取る場合】



- ・供託金の納付後、**供託書正本**(用紙のサイズ:A4)を送付するための封筒です。
- ・送付先(供託者の住所・氏名)を記載し、**切手(140円)**を貼り付けてください。

③ 切手(110円×通数)

【弁済供託の場合】



- ・弁済供託(地代・家賃等の供託)をした供託者は、遅滞なく、債権者(被供託者)に供託の通知をしなければなりません(民法第495条第3項)。
- ・供託書に供託通知書の発送を請求する旨の記載があり、切手が提出された場合、供託所(法務局)において供託者名義の供託通知書を作成し、債権者(被供託者)に発送します(発送を請求しない場合は、供託者御自身で通知をしてください。)。

【窓口申請編】 STEP1 書類等の準備（2／2）

【必要な場合があるもの】

④ 資格証明書

【供託者が会社・法人の場合】

證明書
商号 株式会社○○ 本店 横浜市○○○○ 代表取締役 ○○○○
令和○年○月○日
○○法務局 登記官 ○○○○ 印

- ・ 供託者が登記された会社・法人の場合、通常は不要です。
- ・ ただし、当該会社・法人の登記申請中に供託をする場合は、発行から3か月以内の資格証明書(履歴事項証明書、現在事項証明書、代表者事項証明書のいずれか)の提示が必要です。
- ・ 供託者が登記された法人以外の法人の場合、発行から3か月以内の関係官庁発行の資格証明書の添付が必要です。

⑤ 代理権限証明書

【代理人が申請する場合】

委任状
住所：□□□□ 氏名：□□□□ 私は、上記の者に下記 供託申請に関する一切 の件を委任します。 記 令和○年○月○日 住所 ○○○○ 氏名 ○○○○ 印

- ・ 供託者の代理人(委任による代理人、成年後見人、不在者財産管理人、相続財産清算人等)が申請する場合、代理権限証明書(委任状、発行から3か月以内の関係官庁発行の証明書等)の提示が必要です。

⑥ 供託カード

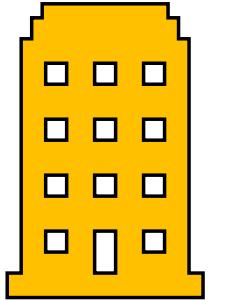
【2回目以降の供託の場合】



- ・ 地代・家賃等の供託、給与等の差押えに基づく供託については、1回目の供託時に供託所(法務局)から発行します。2回目以降に同じ内容で供託をする場合は、このカードを提出してください。

【窓口申請編】STEP2 供託所へ提出

STEP1で揃えた書類等を管轄の供託所(※)（法務局）の窓口に提出してください。



供託所(法務局)

【必ず必要なもの】

- ① 供託書・OCR用

【必要な場合があるもの】

- ② 返送用封筒(定形外郵便)

【供託書正本を郵送で受け取る場合】

- ③ 切手(110円×通数)【弁済供託の場合】

- ④ 資格証明書【供託者が会社・法人の場合】

- ⑤ 代理権限証明書【代理人が申請する場合】

- ⑥ 供託カード【2回目以降の供託の場合】

【神奈川県内の供託所一覧】 [庁名から各供託所の案内ページに移転します。]

庁名	郵便番号	住所	電話番号
横浜地方法務局	〒231-8411	横浜市中区北仲通五丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-641-7466
横浜地方法務局 湘南支局	〒251-8523	藤沢市辻堂神台二丁目2番3号	0466-35-4620
横浜地方法務局 川崎支局	〒210-0012	川崎市川崎区宮前町12番11号 川崎法務総合庁舎	044-244-4166
横浜地方法務局 横須賀支局	〒238-8536	横須賀市新港町1番地8 横須賀地方合同庁舎	046-825-6511
横浜地方法務局 西湘二宮支局	〒259-0123	中郡二宮町二宮1240番地1	0463-70-1102
横浜地方法務局 厚木支局	〒243-0003	厚木市寿町三丁目5番1号 厚木法務総合庁舎	046-224-3163
横浜地方法務局 相模原支局	〒252-0236	相模原市中央区富士見六丁目10番10号 相模原地方合同庁舎	042-753-2110

窓口対応時間:午前9時から午後5時まで

(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

※ 管轄の供託所について [御不明な点及び詳細は、各供託所にお尋ねください。]

- ・ 地代・家賃等の供託(弁済供託)の場合:債務の履行地の供託所

→別段の意思表示がないときは、債権者(貸主)の現在の住所が債務の履行地となり、この履行地に所在する(又は最寄りの)供託所が管轄となります。

- ・ 給与等の差押えに基づく供託(執行供託)の場合:債務の履行地の供託所

→給与等の支給場所(会社の本店等)が債務の履行地となり、この履行地に所在する(又は最寄りの)供託所が管轄となります。

【窓口申請編】 STEP3 審査・受理

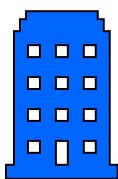
供託所(法務局)において、審査を行います。

供託を受理できる場合は、**供託受理決定通知書**を発行し、供託者に交付します。

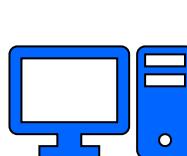
※ 供託書の内容について補正等を要する場合は、補正等を求めることがあります。

【窓口申請編】 STEP4 供託金の納付

供託受理決定通知書を受け取り後、ペイジー(Pay-easy)対応の金融機関ATM又はインターネットバンキングを利用し、通知書に記載された3つの番号(収納機関番号・納付番号・確認番号)を画面の案内に従って入力し、供託金額等を確認の上、納付を行ってください。



金融機関ATM



インターネットバンキング

【供託受理決定通知書の例】

供託受理決定通知書

○○○○ 樣

あなたから令和〇年〇月〇日付けで申請のあった供託は、当供託所の令和〇年度金第〇〇〇〇号として受理しました。

については、令和〇年〇月〇日までに、以下の納付情報により供託金を電子納付してください。

なお、納付期限までに入金がされない時は、本件供託の受理の決定は、効力を失います。

(納付情報)

收納機閨番号：999999

納付番号：00000000000000000000

確認番号 : 0000000000

令和〇年〇月〇日

横浜地方法務局○○支局
供託官 ○○ ○○ 印

記載された期限（受理日から通常7日後）までに納付を行ってください。

記載された3つの番号を、
ATM又はインターネット
バンキングの画面の案内に
従って入力してください。

【窓口申請編】STEP5 供託書正本の受取

供託所(法務局)において、供託金の納付を確認後、**供託書正本**を発行し、供託者に交付します。

- ※ 供託所窓口での受取を希望する場合は、供託金の納付後、**供託受理決定通知書**を窓口職員に提示してください。
- ※ 郵送での受取を希望する場合は、供託書等の提出時、**②返信用封筒(定形外郵便)**を併せて提出してください。
- ※ 返却書類等(**④登記された会社・法人の資格証明書****⑤代理権限証明書****⑥供託カード**)があれば併せて返却し、継続供託の場合は次回用の**①供託書・OCR用**を交付します。

【供託書正本(地代・家賃等の供託)の例】

供託書

申請年月日 令和〇年〇月〇日
供託所の表示 横浜地方法務局〇〇支局

供託者の住所氏名
〇〇市〇〇町・・・
〇〇〇〇

被供託者の住所氏名
〇〇市〇〇町・・・
〇〇〇〇

供託金額 ￥50000円

法令条項 民法第494条第1項第1号
供託の原因たる事実

契約内容 貸借の目的物 〇〇〇〇
賃料 月5000円
支払日 毎月末日まで
支払場所 被供託者住所

供託する賃料 令和〇年〇月分
供託の事由 令和〇年〇月〇日提供したが
受領を拒否された。

上記供託を受理する。
令和〇年〇月〇日
横浜地方法務局〇〇支局
供託官 〇〇 〇〇 印

供託金の受領を証する。
令和〇年〇月〇日
横浜地方法務局〇〇支局
供託官 〇〇 〇〇 印

供託書正本とは、供託所(法務局)において、**供託を受理したこと**及び**供託金を受領したこと**を証明する書面です。

地代・家賃等の供託(弁済供託)の場合、供託書正本は、供託者において大切に保存してください。

給与等の差押えに基づく供託(執行供託)の場合、供託書正本は、事情届と併せて執行機関(裁判所・滞納処分庁)に提出してください。

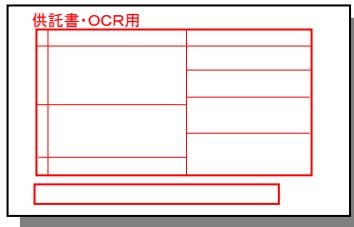
以上で、窓口申請による供託手続は完了です。

【郵送申請編】STEP1 書類等の準備（1／2）

次の書類等を御用意ください。

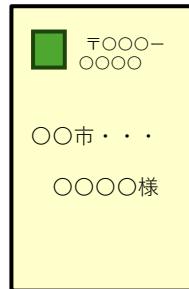
【必ず必要なもの】

① 供託書・OCR用



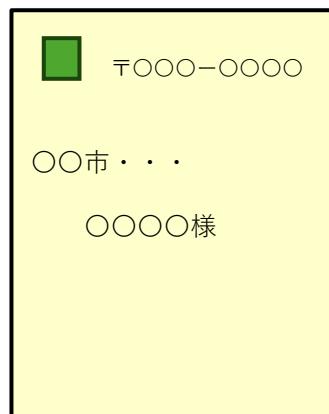
- ・供託をするための専用用紙です。
- ・全国の供託所(供託事務を取り扱っている法務局)で交付しています。
- ・法務省ホームページに[記載例](#)が掲載されていますので、参考にしてください。
- ・供託書の記載内容について、事前確認・事前相談を御希望の場合は、管轄の供託所にお尋ねください。

② 返送用封筒(定形郵便)



- ・供託の受理後、[供託受理決定通知書](#)を送付するための封筒です。
- ・送付先(供託者の住所・氏名)を記載し、[切手\(110円\)](#)を貼り付けてください。

③ 返送用封筒(定形外郵便)



- ・供託金の納付後、[供託書正本](#)(用紙のサイズ:A4)を送付するための封筒です。
- ・送付先(供託者の住所・氏名)を記載し、[切手\(140円\)](#)を貼り付けてください。

④ 納付方法及び連絡先メモ

納付方法：電子納付
供託者：〇〇〇〇
電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- ・供託金の納付方法(電子納付)及び供託者の連絡先(氏名・電話番号)を記載したメモ等(様式は任意)を同封してください。

【郵送申請編】STEP1 書類等の準備（2／2）

【必要な場合があるもの】

⑤ 切手(110円×通数)

【弁済供託の場合】



- ・弁済供託(地代・家賃等の供託)をした供託者は、遅滞なく、債権者(被供託者)に供託の通知をしなければなりません(民法第495条第3項)。
- ・供託書に供託通知書の発送を請求する旨の記載があり、切手が提出された場合、供託所(法務局)において供託者名義の供託通知書を作成し、債権者(被供託者)に発送します(発送を請求しない場合は、供託者御自身で通知をしてください。)。

⑥ 資格証明書

【供託者が会社・法人の場合】

証明書
商号 株式会社〇〇 本店 横浜市〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
令和〇年〇月〇日
〇〇法務局 登記官 〇〇〇〇 印

- ・供託者が登記された会社・法人の場合、通常は不要です。
- ・ただし、当該会社・法人の登記申請中に供託をする場合は、発行から3か月以内の資格証明書(履歴事項証明書、現在事項証明書、代表者事項証明書のいずれか)の提示が必要です。
- ・供託者が登記された法人以外の法人の場合、発行から3か月以内の関係官庁発行の資格証明書の添付が必要です。

⑦ 代理権限証明書

【代理人が申請する場合】

委任状
住所：□□□□ 氏名：□□□□ 私は、上記の者に下記 供託申請に関する一切 の件を委任します。 記
令和〇年〇月〇日 住所 〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 印

- ・供託者の代理人(委任による代理人、成年後見人、不在者財産管理人、相続財産清算人等)が申請する場合、代理権限証明書(委任状、発行から3か月以内の関係官庁発行の証明書等)の提示が必要です。

⑧ 供託カード

【2回目以降の供託の場合】



- ・地代・家賃等の供託、給与等の差押えに基づく供託については、1回目の供託時に供託所(法務局)から発行します。2回目以降に同じ内容で供託をする場合は、このカードを提出してください。

【郵送申請編】STEP2 供託所へ送付

STEP1で揃えた書類等をひとつの封筒にまとめて入れて、管轄の供託所(※)（法務局）宛てに送付してください。



【必ず必要なもの】

- ① 供託書・OCR用
- ② 返送用封筒(定形郵便)
- ③ 返送用封筒(定形外郵便)
- ④ 納付方法及び連絡先メモ

【必要な場合があるもの】

- ⑤ 切手(110円×通数)【弁済供託の場合】
- ⑥ 資格証明書【供託者が会社・法人の場合】
- ⑦ 代理権限証明書【代理人が申請する場合】
- ⑧ 供託カード【2回目以降の供託の場合】

【神奈川県内の供託所一覧】 [庁名から各供託所の案内ページに移転します。]

庁名	郵便番号	住所	電話番号
横浜地方法務局	〒231-8411	横浜市中区北仲通五丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-641-7466
横浜地方法務局 湘南支局	〒251-8523	藤沢市辻堂神台二丁目2番3号	0466-35-4620
横浜地方法務局 川崎支局	〒210-0012	川崎市川崎区宮前町12番11号 川崎法務総合庁舎	044-244-4166
横浜地方法務局 横須賀支局	〒238-8536	横須賀市新港町1番地8 横須賀地方合同庁舎	046-825-6511
横浜地方法務局 西湘二宮支局	〒259-0123	中郡二宮町二宮1240番地1	0463-70-1102
横浜地方法務局 厚木支局	〒243-0003	厚木市寿町三丁目5番1号 厚木法務総合庁舎	046-224-3163
横浜地方法務局 相模原支局	〒252-0236	相模原市中央区富士見六丁目10番10号 相模原地方合同庁舎	042-753-2110

窓口対応時間：午前9時から午後5時まで

(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

※ 管轄の供託所について [御不明な点及び詳細は、各供託所にお尋ねください。]

- ・ 地代・家賃等の供託(弁済供託)の場合：債務の履行地の供託所
→別段の意思表示がないときは、債権者(貸主)の現在の住所が債務の履行地となり、この履行地に所在する(又は最寄りの)供託所が管轄となります。
- ・ 給与等の差押えに基づく供託(執行供託)の場合：債務の履行地の供託所
→給与等の支給場所(会社の本店等)が債務の履行地となり、この履行地に所在する(又は最寄りの)供託所が管轄となります。

【郵送申請編】 STEP3 審査・受理

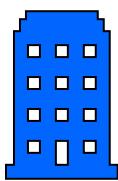
供託所(法務局)において、審査を行います。

供託を受理できる場合は、**供託受理決定通知書**を発行し、②返信用封筒（定形郵便）により供託者宛てに送付します。

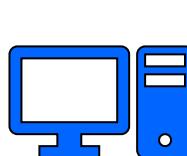
※ 供託書の内容について補正等を要する場合は、電話連絡をすることがあります。

【郵送申請編】 STEP4 供託金の納付

供託受理決定通知書を受け取り後、ペイジー(Pay-easy)対応の金融機関ATM又はインターネットバンキングを利用し、通知書に記載された3つの番号(収納機関番号・納付番号・確認番号)を画面の案内に従って入力し、供託金額等を確認の上、納付を行ってください。



金融機関ATM



インターネットバンキング

【供託受理決定通知書の例】

供託受理決定通知書

○○○○ 樣

あなたから令和〇年〇月〇日付けで申請のあった供託は、当供託所の令和〇年度金第〇〇〇〇号として受理しました。

については、令和〇年〇月〇日までに、以下の納付情報により供託金を電子納付してください。

なお、納付期限までに入金がされない時は、本件供託の受理の決定は、効力を失います。

(納付情報)

收納機閨番号：999999

納付番号：00000000000000000000

確認番号 : ○○○○○○○○○○

令和〇年〇月〇日

横浜地方法務局○○支局
供託官 ○○ ○○ 印

記載された期限（受理日から通常14日後）までに納付を行ってください。

記載された3つの番号を、
ATM又はインターネット
バンキングの画面の案内に
従って入力してください。

【郵送申請編】STEP5 供託書正本の受取

供託所(法務局)において、供託金の納付を確認後、**供託書正本**を発行し、③**返信用封筒(定形外郵便)**により供託者宛てに送付します。

※ 返却書類等(⑥登記された会社・法人の資格証明書⑦代理権限証明書⑧供託カード)があれば併せて返却し、継続供託の場合は次回用の①**供託書・OCR用**を同封します。

【供託書正本(地代・家賃等の供託)の例】

供託書

申請年月日 令和〇年〇月〇日
供託所の表示 横浜地方法務局〇〇支局

供託者の住所氏名
〇〇市〇〇町・・・
〇〇〇〇

被供託者の住所氏名
〇〇市〇〇町・・・
〇〇〇〇

供託金額 ￥50000円

法令条項 民法第494条第1項第1号

供託の原因たる事実

契約内容 貸借の目的物 〇〇〇〇

賃料 月50000円

支払日 毎月末日まで

支払場所 被供託者住所

供託する賃料 令和〇年〇月分

供託の事由 令和〇年〇月〇日提供したが
受領を拒否された。

上記供託を受理する。
令和〇年〇月〇日
横浜地方法務局〇〇支局
供託官 〇〇 〇〇 印

供託金の受領を証する。
令和〇年〇月〇日
横浜地方法務局〇〇支局
供託官 〇〇 〇〇 印

供託書正本とは、供託所(法務局)において、**供託を受理したこと**及び**供託金を受領したことを証明する書面**です。

地代・家賃等の供託(弁済供託)の場合、供託書正本は、供託者において大切に保存してください。

給与等の差押えに基づく供託(執行供託)の場合、供託書正本は、事情届と併せて執行機関(裁判所・滞納処分庁)に提出してください。

以上で、郵送申請による供託手続は完了です。

【参考】供託関係ホームページ

[名称及びURLから各ページに移転します。]

法務省:供託 (<https://www.moj.go.jp/MINJI/kyoutaku.html>)

- [供託手続](#)
- [供託Q & A](#)
- [供託書等の記載例](#)
- [供託手続の申請方法および供託金の納付方法について\(お知らせ\)](#)
- [供託書正本などの書類の郵送による受取を希望される方へ\(お知らせ\)](#)
- [供託所一覧](#)
- [供託金電子納付の手引 \[PDF: 4637KB\]](#)

横浜地方法務局 (<https://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/>)

- [業務取扱日・時間](#)
- [管内法務局一覧](#)
※ 神奈川県内で供託事務を取り扱っている法務局は、「本局」又は「支局」です。
※ 「出張所」又は「サービスセンター」においては、供託事務を取り扱っておりません。